

自動車
共済 

もらい事故の示談交渉は自分でするって本当ですか？

「弁護士費用特約」をつけておけば安心です

自動車共済や保険に加入しているのに、なぜ弁護士が必要なの？と疑問に思う方も多いと思います。実はご自分に過失のない事故の場合は、自動車共済や保険会社は示談交渉することができません。双方に過失のある事故の場合は、共済や保険会社の担当者と協力して解決していきますが、相手への損害義務が発生しない「もらい事故」の場合は介入してはいけないと法律で定められているのです。また事故の相手が無保険の場合もあり、交渉に応じてもらえず時間や労力がかかることもあります。

「もらい事故」＝契約者に過失のない事故

たとえば…

- 信号待ちで停車中に追突された（追突した車が全責任となる）
- 信号無視で走ってきた車にぶつけられた（信号無視した車が全責任となる）
- センターラインオーバー（センターラインを越えた車が全責任となる）
- 他人の車が突っ込んできて門や家屋が壊れた（突っ込んできた車が全責任となる）

・・・などなど3件に1件の割合で発生しています。



こんな「もらい事故」に備えるために、弁護士費用特約の加入をおすすめします。あなたの代わりに弁護士に示談交渉を任せることができます。またご家族で複数台のご契約がある場合、1台の契約につけておけばご自身や同居のご家族全員が補償の対象となります。重複加入にご注意ください。

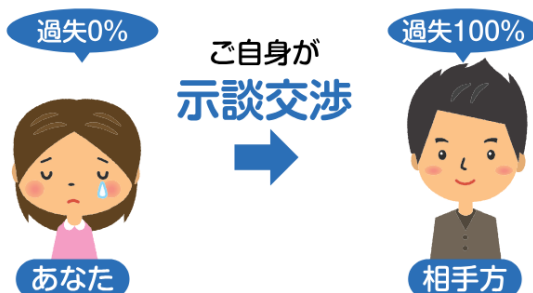
掛金 2,460円／年

補償金額

弁護士費用 300万円

法律相談費用 10万円

1 弁護士費用特約がない場合



自動車共済は示談代行できないので、あなた自身が示談交渉をする必要があります。

2 弁護士費用特約がある場合



弁護士があなたの代わりに示談交渉を行うため、あなたの精神的な負担も大幅に軽減されます。